

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
21	20	<p>20 「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第1項から第39項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。</p> <p>第1項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等）</p> <p>第2項（電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等）</p> <p>第3項（機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等）</p> <p>第4項（電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等）</p> <p>第5項（発光素子、受光素子、光制御、液晶等）</p> <p>第6項（電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等）</p> <p>第7項（農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等）</p> <p>第8項（パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等）</p> <p>第9項（建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等）</p> <p>第10項（制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等）</p> <p>第11項（燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等）</p> <p>第12項（車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等）</p> <p>第13項（軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等）</p> <p>第14項（研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等）</p> <p>第15項（運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等）</p>	<p>20 「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第1項から第39項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。</p> <p>第1項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）</p> <p>第2項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）</p> <p>第3項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）</p> <p>第4項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、EL（エレクトロルミネセンス）技術等）</p> <p>第5項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）</p> <p>第6項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）</p> <p>第7項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）</p> <p>第8項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）</p> <p>第9項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）</p> <p>第10項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）</p> <p>第11項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）</p> <p>第12項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武</p>

第16項（紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等）
第17項（生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等）
第18項（給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等）
第19項（医薬注入、物理療法、手術、補綴等）
第20項（触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等）
第21項（精錬・鑄造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等）
第22項（燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等）
第23項（半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等）
第24項（化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧品、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等）
第25項（有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等）
第26項（膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等）
第27項（高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等）
第28項（縮合系高分子（熱可塑性系、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分子組成物、重合・触媒等）
第29項（繊維、積層体、塗装、皮革、紙等）
第30項（有機化合物、医薬等）
第31項（電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等）
第32項（マンマシンインターフェイス、計算機細部等）
第33項（ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRM、暗号、デバイス転送制御等）
第34項（移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、増幅器等）

器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等）
第13項（継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等）
第14項（工作機械、NC（数値制御）、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等）
第15項（運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い（移送等）、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等）
第16項（紙送り（給紙・搬送・排紙）、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器（コンテナ、タンク等）等）
第17項（家庭用電気機械器具（掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等）、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等）
第18項（燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等）
第19項（処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等）
第20項（無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス（焼結体）の組成・成形等）
第21項（圧延・引抜き、鑄造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装（ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等）、半導体の製造（エッチング、膜の形成、試験・測定等）等）
第22項（精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等）
第23項（半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程（アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等）

第35項（送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整）、電線の据付等）
第36項（データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等）
第37項（ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・音声処理、情報記録等）
第38項（画像処理、FAX、CG、CAD等）
第39項（抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等）

等）
第24項（化粧品、製剤・医療材料等）
第25項（遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等）
第26項（水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等）
第27項（有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等）
第28項（重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等）
第29項（タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等）
第30項（有機化合物、医薬等）
第31項（電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等）
第32項（計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等）
第33項（アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、ICカード等）
第34項（伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等）
第35項（電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等）
第36項（符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等）
第37項（電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等）
第38項（CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等）
第39項（磁気テープ、磁気ディスク、光（光磁気）ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等）

22	3	3 その他は、 <u>様式第21</u> の備考1から3まで、備考5から12まで、備考14から20までと同様とする。	3 その他は、 <u>様式1</u> の備考1から3まで、備考5から12まで、備考14から20までと同様とする。
23	3	3 その他は、 <u>様式第21</u> の備考1から3まで、備考5から8まで、備考10から12まで、備考14及び15、備考17から20までと同様とする。	3 その他は、 <u>様式1</u> の備考1から3まで、備考5から8まで、備考10から12まで、備考14及び15、備考17から20までと同様とする。